

九里学園 同窓会会則

第1条(名 称)

本会は九里学園同窓会と称し、本部を九里学園高等学校内におく。
(山形県米沢市門東町1丁目1-72)

第2条(目 的)

本会は母校の発展に協力し、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条(事 業)

本会は前条の目的達成のため、下の事業を行う。

- 1 母校後援に関する事業
- 2 会員の相互の親睦に関する事業
- 3 会員の研修
- 4 会報の発行
- 5 会員名簿の管理
- 6 その他本会目的達成に必要な事項

第4条(会 員)

本会は九里学園の卒業生(会員)と学園現職員(客員)を以って組織する。

第5条(役 員)

役員は、理事と一般役員で構成される。

役員は、学年、クラス、地区の代表者、および客員の推薦によって構成される。

第6条(役員任期)

理事の任期は2ヶ年とする。但し再任を妨げない。

一般役員の任期は設けない。

第7条(理 事)

本会に下の理事をおく。

- | | |
|-----|----------------------------|
| 会 長 | 1名 |
| 副会長 | 若干名(内1名教頭) |
| 幹 事 | 会員と客員より若干名 |
| 監 事 | 2名 |
| 顧 問 | 本会に顧問を置くことができる。なお、会長が委嘱する。 |

第8条(会長・副会長)

会長は会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

会長・副会長は会員の中から選出し、役員会で承認する。

第9条(幹 事)

幹事は庶務及び会計に当たる。幹事は会長が委嘱する。

第10条(監 事)

監事は会計監査に当たる。監事は会員の中から選出する。

第11条(顧問)

顧問は特に会と密接な連携を保ち、重要会務に関して会長の諮問に応じる。

第12条(理事会)

理事会は三役が招集し役員会に提案する。

- 1 予算決算の立案
- 2 基本財源(特別会計)の運営
- 3 役員の選出
- 4 会務の報告
- 5 会則の変更

第13条(役員会)

役員会は、会長、副会長、幹事および一般役員でこれを構成し、予算、決算、事業計画その他必要な事項を審議決定する。

第14条(決議)

決議は役員会出席者の3分の2の同意を以って決定する。

但し、災害等で活動が停止したときは、理事会の議決を経て承認する。

第15条(経費)

会計期間は4月から翌年の3月31日までとする。

本会の経費は所定の入会金、会費及び寄付金を以ってこれに充てる。

第16条(会計)

本会の会計は通常会計と特別会計とに分ける。特別会計は本会の特別事業のため基本財源として別途にこれを積み立てる。

第17条(支部)

本会に各地区及び本会の目的達成のため支部をおくことができる。

第18条(簿冊)

本会に下の簿冊を備える。

会計簿 会員名簿 庶務記録簿

附則

本会は昭和33年11月26日より設立・実施する。

(昭和47年9月2日 一部改正)

(平成12年6月25日 一部改正)

(平成27年6月27日 一部改正)

(平成28年6月25日 一部改正)

(平成29年6月24日 一部改正)

(令和3年6月26日 一部改正)

この会則の記載内容について事実と相違ないことを証明します。